

建設事業者の皆さまへ！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の対応の徹底について

愛媛県では、県内における感染者が増加傾向にあるとともに、県内全域での感染拡大が危惧される状況となっていることから、令和3年4月8日より、感染状況等に応じた県独自の警戒レベルを最も高い警戒レベルである『**感染対策期**』に移行し、**感染防止対策の改め**ての徹底を要請したところであります。なお、「県全体へのまん延」が危惧される感染状況のため、『**感染対策期**』の期間は4月21日から**5月19日**まで延長されています。

愛媛県内の建設事業者の皆様におかれましては、引き続き、元請事業者を始め、下請事業者や技能者等、施工・業務に携わるそれぞれの立場において、現場等の実態に応じた「**三つの密を回避する対策**」やその影響を最大限軽減するための行動、「**建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン**」等の実践を行っていただきますようお願いいたします。

なお、**県発注工事及び業務**においても、**感染拡大防止に向けた取組**をさらに徹底していただくとともに、受注者の判断において工事及び業務の一時中止措置等が必要と認められる場合は、引き続き柔軟に対応してまいりますので、各受注者の皆さまから発注部署へご相談ください。

◎**三つの密**（①**密閉空間** ②**密集場所** ③**密接場面**）

建設工事の現場では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、**他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策**に万全を期していただきますようお願いいたします。



お問合せ先

◇愛媛県土木部土木管理課
契約・建設業グループ

TEL:089-912-2643

FAX:089-912-2639

○工事現場における注意事項



① 始業前・始業時

- ・始業前の体温チェックや健康観察(嗅覚、味覚があるか)
- ・発熱等の風邪の症状がみられるときは休暇を取得
- ・打合せ時(KY、TBM等)の離隔距離の確保

② 作業時

- ・マスクや手袋の着用
- ・定期的な手洗い
- ・不特定の者が触れる箇所や器具の定期的な消毒
- ・可能な限り密集した作業の回避
- ・人員配置、業務量、作業時間の見直し

③ 休憩時

- ・手洗いの徹底
- ・現場事務所や休憩所等の定期的な換気や消毒
- ・不特定の者が触れる箇所や機器の定期的な消毒
- ・休憩時の離隔距離の確保(十分な休憩スペースの確保)

④ その他(設備等)

- ・感染防止対策を示したポスター等の掲示
- ・相談連絡先を掲示
- ・アルコール消毒液の設置
- ・車での移動時の換気や乗車人数の制限
- ・打合せにおけるWeb会議システムやメール等の活用

がんばるけん
えひめけん!

